

日教振 第58号
平成23年 6月22日

文部科学省高等教育局
学生・留学生課長 松尾 泰樹 殿

財団法人日本語教育振興協会
理事長 佐藤 次郎

日本語教育機関の風評被害に対する損害賠償について（要望）

日本語教育機関は、大学、大学院等高等教育機関に進学する者等に対し、1年から2年間日本語の勉学を目的に海外からの留学生を受け入れる機関として、法務省により告示された教育機関であり、毎年4万人を超える学生が学んでいます。日本語教育振興協会は、これらの日本語教育機関（日本語学校）の質の維持向上等を図ることを主な目的として設立された財団法人であります。

当協会が本年4月に日本語教育機関に対して行った別添の留学生の動向等調査結果によりますと、今回の「東日本大震災」に伴う福島第1原子力発電所事故の「風評被害」等により、22年度に引き続き23年度も在学する予定であった留学生26,020人の内、春休みに一時帰国したまま中途退学する学生が2,069人（8.0%）発生し、再入国するかどうかも未定の学生も848人（3.2%）となっており、合わせて2,917人（11.2%）もの留学生が復学しないか又は復学しない可能性が極めて高い状況にあります。

また、23年4月に新規入学予定であった留学生13,615人にあっては、既に入学を辞退した者が2,138人（15.7%）及び入国するかどうかも不明の者が797人（5.9%）、合わせて2,935人（21.6%）の多数に上っております。

さらに、今後の10月期以降の学生募集に関しては、募集活動を行っている日本語教育機関からの報告によりますと、留学希望者が激減する傾向にあります。

日本語教育機関の卒業生の約7割は我が国の高等教育機関に進学しており、日本語教育機関は我が国の高等教育機関の留学生教育に大きな役割を果たしております。日本語教育機関の留学生の減少は、現在政府において進められている「新成長戦略」において「2020年を目途に我が国から海外への日本人学生の留学等の海外交流を30万人、質の高い外国人学生の受け入れ30万人を目指す」とされている計画にも影響を与えるものであります。

日本語教育機関は、学校教育法上の学校でないものが多いこともあって、ほ

とんどの日本語教育機関は、国や地方自治体等からの補助もなく、小規模で財政的な基盤は弱いため、留学生の減少は、多くの日本語教育機関において経営破たんを招きかねません。また、日本語教育機関は、学生数が急減したとしても校舎等施設を維持し、収容定員に応じた教職員の態勢を維持し、また、海外からの留学生に対し学生寮等を維持する必要があるため、今回の原発事故による学生の減少は、経営を大きく圧迫しております。

このように、日本語教育機関は福島第1原子力発電所事故による風評被害を受けており、政府の原子力損害賠償紛争審査会における今後の検討に際しては、日本語教育機関についても損害賠償の対象に加えていただきたくよろしくお願いいたします。